

第4章 研究会において外国人の雇用管理以外に提起された問題

平成元年の入管法の改正に伴い、積極的に受入れを図ってきた専門的、技術的分野の労働者のみならず、日系人労働者等多くの外国人労働者が入国し、多様化が進むとともに、その定住化傾向も強まっている。そのような中、家族とともに入国する外国人も増え、また、同国人で同一地域に集住するといった傾向が、主に日系人の間で見られるようになってきている（図表4-1）。これに伴い、生活面でもさまざまな問題が生じている。

研究会においては、雇用管理以外の問題として次のような点が指摘された。

1 不就学、不就労の外国人子弟の教育問題

外国人労働者は、当初は将来的に帰国して本国で生活することを前提に日本に来ている者が多いこともあり、家族を連れてきた場合であっても、子どもは日本の学校にわざわざ行く必要はなく帰国してから教育を受ければよいといった考えや子どもを学校に行かせないといった教育に無関心な傾向も見られる。

また、教育は受けさせるべきとする親であったとしても、子どもを学校に行かせた場合、外国人学校は教育費が高いことなどから安定した収入を得た外国人労働者の子弟しか通うことが難しい。そこで、費用の面から義務教育年限にある子弟を日本の公立学校に行かせたとしても、日本語ができないといった言葉の壁や生活習慣の違いなどにより不登校になるケースもある。

実際に外国人集住都市会議の調査によると、義務教育年限に達した外国人児童の不就学率の結果を見ると、多い都市で約57%、少ない都市で約10%、14市町の平均で約26%となっており、多くの外国人児童が教育を受けられない状況にあることがわかる。この結果、高校等の高等教育機関への進学や就労年限になっても就労することができないという問題が生じ始めている。

外国人子弟の教育問題に対処するため、外国人が集住している都市などの地方自治体においては、公立学校に外国語のできる臨時職員を雇用して補習等を行い、不登校等を減らす対策を講じているが、国の補助はあるもののすべてをまかないきれないことからこれら自治体の財政に負担を生じさせている。

2 外国人子弟の非行等

日本において教育を受ける機会を逸した若年者の非行、犯罪等の問題も、特に外国人が集住している地域で大きくなりつつある。青少年の犯罪では、正規滞在中のブラジル人やペルー人が多く、外国人青少年刑法犯の検挙件数の約7割を占め、これらの者の約半数が無職である。このことから、青少年外国人犯罪を減らすためには就学、就労年齢にある外国人労働者の子弟をフォローする枠組み作り等を行っていく必要性についても指摘された。

3 地域社会での摩擦

主に日系人等の外国人労働者の在留期間が長期化するとともに集住化の傾向が進むにつれ、外国人コミュニティが形成され、日本語があまり話せない者であっても日本人社会とそれほど関わることなく生活ができるようになる。また、仕事等の関係で短期間で住居を移動する、出稼ぎ目的で日本に定住する気がないなどの理由で、地域社会との接触が希薄となる状況も見られる。このようなことから、外国人労働者やその家族が、日本の生活習慣、文化等がわからず、地域コミュニティとの間で、ゴミ出し、夜間の騒音などのトラブル、相互不信といった摩擦が発生している。この問題に対処するため、地方自治体においては、ゴミ出しの方法等について外国語で案内を作成するなど、新たなコスト負担が増加しているといった問題も発生している。

また、外国人であることから保証人がいない等の理由で賃貸住宅等を借りることが困難であり、このため、借りるための条件が比較的ゆるく、また、賃料も安いことから公営住宅に外国人が集中するなど、住宅供給の面でも外国人労働者は不便を強いられているという指摘もあった。